

廃炉発官R5第129号
令和5年11月28日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき、別紙の通り、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

原子炉格納容器窒素封入設備のうち窒素ガス分離装置 (C) は、2013年より運用をしており、経年劣化が確認されていることから取替を行う。取替に合わせ、非常用窒素ガス分離装置の撤去、窒素ガス分離装置 (A) ～ (C) 共用の非常用ディーゼル発電機1台を追加する。本作業に伴い、下記の通り変更を行う。

II 特定原子力施設の設計、設備

2.2 原子炉格納容器内窒素封入設備

本文

- ・窒素封入設備の系統構成変更及び窒素ガス分離装置C取替に伴う記載変更
- ・記載の適正化

添付資料－1

- ・窒素封入設備の系統構成変更及び窒素ガス分離装置C取替に伴う図面の変更

添付資料－2

- ・窒素封入設備の系統構成変更及び窒素ガス分離装置C取替に伴う記載変更
- ・記載の適正化

添付資料－8

- ・記載の適正化

添付資料－9

- ・窒素封入設備の系統構成変更に伴う記載変更

添付資料－10

- ・基本仕様見直しに伴う変更

添付資料－13

- ・窒素封入設備の系統構成変更及び窒素ガス分離装置C取替に伴う新規記載

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 別冊集

別冊2

I 原子炉格納容器内窒素封入設備の構造強度及び耐震性について

- ・窒素封入設備の系統構成変更及び窒素ガス分離装置C取替に伴う記載変更

以上